

京都市告示第776号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	伏見西部第五経3号線	伏見区横大路北ノ口町12番地地先 同区横大路西海道37番地地先		
2	伏見西部第五経4号線	伏見区横大路西海道15番地地先 同町51番地地先		
3	伏見西部第五経5号線	伏見区納所星柳13番地の3地先 同町32番地地先		
4	伏見西部第五経6号線	伏見区納所星柳33番地地先 同町37番地の1地先		
5	伏見西部第五緯2号線	伏見区横大路北ノ口町11番地、11番地の1合地地先 同区横大路八反田8番地の1地先		
6	伏見西部第五緯3号線	伏見区横大路六反畑25番地地先 同町8番地の2地先		
7	伏見西部第五緯4号線	伏見区横大路西海道31番地地先 同町5番地の2地先		

(建設局土木管理部道路明示課)